

郡山市河川愛護団体報償金支給要綱

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正
[建設構想部河川課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内を流れる河川について河川区域内の除草及び清掃等の愛護活動을 自発的に行っている河川愛護団体（以下「団体」という）に対して、市が謝意を表明するため、団体に対し、予算の範囲内において報償金を支給するものとし、その支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償金の支給対象となる団体)

第 2 条 報償金の支給対象となる団体は、郡山地区河川愛護協議会に登録された団体（以下「対象団体」という）とする。

(報償金の算出基準)

第 3 条 報償金は、予算の範囲内において支給するものとし、その報償金の支給額は基本額と加算額の合算額とする。

- 2 基本額は、1 対象団体につき年度額 10,000 円とする。
- 3 加算額は、対象団体の構成員一人当たり、年度額 1,000 円とする。
ただし、100,000 円を限度とする。
- 4 前項の構成員の人数は、当該報償金を支給する年度の初日現在の人数とする。

(新規結成団体に対する報償金の支給額)

第 4 条 新規に結成された対象団体に対するその年度の報償金については、次の各号の揚げる区分に応じ、支給する。

- (1) 4 月から 6 月までに結成されたとき 基本額と加算額の 2 分の 1 を加えた額
- (2) 7 月から 9 月までに結成されたとき 基本額
- (3) 10 月から翌年 3 月までに結成されたとき 支給しない

- 2 前項第 1 号の場合における加算額の基準となる構成員の人数は、当該対象団体の結成日現在の人数とする。

(報償金の支給時期)

第 5 条 報償金は、毎年、年度末に開催する郡山地区河川愛護協会総会開催後に支給する。

(提出書類)

第 6 条 報償金の支給を受けようとする団体は、毎年度初めに河川愛護団体報償金支給申請書（第 1 号様式）及び毎年度末に河川愛護団体活動実績報告書（第 2 号様式）その他市長

が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出するものとする。

（報償金の使途）

第7条 報償金は、対象団体の活動費に充当するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、報償金の使途等に関し、対象団体に報告を求めることができる。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

郡 山 市 長

住 所
団 体 名
代 表 者 職 氏 名

河川愛護団体報償金交付申請書

このことについて、河川愛護団体報償金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 申請額

基本額..... 10,000 円

加算額 1,000 円 × 会員数 人 = 円 ※限度額 100,000 円

合計..... 円

2 添付書類

(1) 会員名簿

(2) 活動計画書 (年度)

年 月 日

郡 山 市 長 様

住 所
団体名
代表者職氏名

河川愛護団体活動実績報告書

年度の河川愛護活動が終了したので、下記のとおり活動実績報告書を提出いたします。

記

- 1 対象河川
- 2 対象地区
- 3 活動の成果

- 4 添付書類
(1) 活動報告書